

令和4年4月1日

教育・保育施設をご利用の保護者様

江別市健康福祉部
子育て支援室子ども育成課長

新型コロナウイルス感染症の対応について

日頃から、教育・保育施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

新年度を迎えるあたり、引き続き教育・保育施設における感染防止及び感染発生時に速やかな対応を行うため、あらためて下記の点についてご協力いただきますようお願いいたします。

なお、国から「感染の可能性がある方(濃厚接触者)」の特定・行動制限・待機期間などの考え方が示されているところですが、教育・保育施設で陽性者が発生した場合の「感染の可能性がある方(濃厚接触者)」の特定につきましては、これまでどおり施設が実施しますので、ご連絡いたします。(一般の事業所とは異なり、「感染の可能性がある方(濃厚接触者)」の特定調査の省略はありません。)

記

1 施設をお休みいただく期間について

	状 況	お子さまがお休みいただく期間
①	登園しているお子さまが感染した	・保健所から指導のあった療養期間
②	登園しているお子さまが「感染の可能性がある方(濃厚接触者)」となった	・原則陽性者との最終接触日の翌日から7日間 ・同居家族が陽性者となって濃厚接触者となった場合には、保健所から指導のあった外出自粛(待機)期間
③	同居家族が「感染の可能性がある方(濃厚接触者)」となった	・同居家族(「感染の可能性がある方(濃厚接触者)」)の外出自粛(待機)期間 (本来、お子さまに行動の制限はありませんが、感染拡大回避のための措置としてご理解願います。)
④	登園しているお子さまや同居家族がPCR検査等を受ける(②及び③に該当する場合や任意の検査を除く)	・検査結果(陰性)が判明するまでの間

※ 「感染の可能性がある方(濃厚接触者)」となった場合、4日目、5日目の抗原検査キット(薬事承認されたもの)(以下「検査キット」という。)を用いた自費検査で陰性を確認した場合は、5日目から外出自粛期間が解除となります。お子様自身が「感染の可能性がある方(濃厚接触者)」の場合は、検査キットを用いることは想定しておらず、7日間は外出自粛期間となります。

※ 同居家族(「感染の可能性がある方(濃厚接触者)」)が、検査キットによって陰性が確認され、外出自粛(待機)期間が解除された場合には、お子さまも登園可能となります。

(次項に続く)

2 教育・保育施設への連絡の徹底について

登園しているお子さまや同居家族が次に該当する場合は、教育・保育施設へ速やかに連絡するよう徹底してください。その際には、施設からの聞き取りにご協力お願いいたします。

- (1) 感染した場合
- (2) 「感染の可能性がある方(濃厚接触者)」に特定された場合
- (3) 同居家族が「感染の可能性がある方(濃厚接触者)」に特定された場合
- (4) PCR検査を受けることになった場合((2)及び(3)に該当する場合や任意の検査を除く)

3 市への情報提供について

施設から市へ上記の情報を提供することにご了解ください。提供された情報は新型コロナウイルス感染症対応のみに利用し、それ以外の目的では使用いたしません。

4 教育・保育施設で陽性者が発生した場合

陽性者が発症日の2日前から教育・保育施設に登園（職員の場合は出勤）している場合など、施設内での感染拡大の可能性があるときは、陽性者との接触者を特定するため、一時休園(原則、2日間程度)することがあります。「感染の可能性がある方(濃厚接触者)」の特定が終わり次第、登園可能な方々に対して保育を再開いたします。

陽性者や「感染の可能性がある方(濃厚接触者)」の人数が多く、職員体制が整わない場合などは、休園期間を延長することがあります。

症状がある方やご心配な方で検査を希望される場合は、かかりつけ医または、下記へご相談いただきますようお願いいたします。

●北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター（フリーダイヤル）
0120-501-507【24時間対応】

5 お子さまが「感染の可能性がある方(濃厚接触者)」となった場合の対応について

教育・保育施設で陽性者が発生したことで、お子さまが「感染の可能性がある方(濃厚接触者)」に該当する場合は、施設から保護者に直接連絡いたします。

この場合、お子さまについては、保健所の指針に基づき、陽性者との最終接触日の翌日から7日間の外出自粛と、健康観察(1日2回の体温測定と体調管理)をお願いいたします。

症状がある場合は、かかりつけ医または、北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センターへご連絡ください。

6 保育料の日割り減額について(保育認定0~2歳児クラスのみ)

「1施設をお休みいただく期間について」に該当し、お休みした場合は保育料の日割り減額の対象となります。

保育料が減額対象となる場合は、施設からお休みした日数を報告していただきますので、保護者様から江別市への申請は不要です。返金などの具体的な内容については、保育園については市から、認定こども園・地域型保育事業所については、各園からご連絡いたします。

【計算式】

減額後の保育料＝保育料(月額)×「1施設をお休みいただく期間について」に該当し、休んだ期間を除く開園日数÷25日(10円未満端数切捨て)

7 その他

- (1) お子様の体調管理にご協力をお願いいたします。毎日検温を行っていただき、発熱、咳等の風邪症状がみられて体調不良の場合には、教育・保育施設をお休みさせていただきます。ただし、呼吸器症状等が新型コロナウイルス感染症によるものでないと医師が判断した場合はこの限りではありません。
- (2) 万が一、他のお子様や保護者等、教育・保育施設関係者が新型コロナウイルス感染症に感染してしまった場合、その関係者に対しての偏見や差別が生じないようにご配慮をお願いいたします。
- (3) 今後の対応について、国などの方針変更により、変更となる場合がありますことをご理解願います。

8 参考資料

- (1) 「知人が感染」その時どうする？
- (2) 陽性となった皆様をお願いしたいこと
- (3) 新型コロナウイルス感染症～個人や家庭でできる自主的な対策～

お問合せ先 江別市健康福祉部 子育て支援室子ども育成課 電話：011-381-1030（直通）
--